

## 小型自走式トイレカー 仕様書

### 概要

この仕様書は、小型自走式トイレカー（以下「トイレカー」という。）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

### 1. 目的

トイレカーは、災害時に上下水道をはじめとしたライフラインが途絶した場合に、被災地の指定避難所等で主に使用する。

### 2. 納入期限

令和8年3月12日（木）

※期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

### 3. 納入台数

2台

### 4. 納入場所

市が指定する場所

### 5. 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

### 6. 仕様・規格等

#### (1) 車両（軽トラック：660cc）

新車とし、強力かつ堅牢で車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

①寸法：全高2,750mm（トイレ室含む）×全長3,700mm×全幅1,760mm以下

②トランスミッション：AT

③車軸：二軸

④駆動方式：4WD

⑤最大積載量：300キロ以上

#### (2) 装備・付属品（標準もしくはオプションで装備、装着していること）

①標準装備ほか

②エアコン（取付含む）

- ③サイドバイザー
  - ④運転席・助手席エアバック
  - ⑤フロアマット一式
  - ⑥パワーウィンドウ
  - ⑦パワーステアリング
  - ⑧ドライブレコーダー
  - ⑨バックアイカメラ
  - ⑩ETC 車載器
  - ⑪その他道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備（△表示板、輪止め）
- (3) 車体形状：糞尿トラック
- (4) 道路運送車両法、同法施行規則に基づく種別及び用途 種別：普通 用途：特殊
- (5) 寒冷地対応：使用する水（配管等）に寒冷地対策を施工
- (6) 手すり：外部折りたたみ式
- (7) 階段：格納式ステップ
- (8) 車体デザイン：市が指定するデザインに仕上げる（指定デザインあり）  
 ※詳細については、担当者との協議
- (9) メンテナンスハッチ：配管用・汚水用  
 ※汚物排水方法：① バキュームカーによる回収 ② 格納式延長ホース直接回収
- (10) 100V 外部コンセント：外部からの電力供給が可能  
 ※エアコン使用時の外部コンセント等
- (11) ソーラー発電（充電）システム：ソーラーパネル 200w 程度（天井設置）
- (12) サブバッテリー（トイレ室用）：リチウムバッテリー100Ah 程度
- (13) タンク容量：清水タンク 70ℓ程度、汚物タンク 250ℓ程度  
 ※トイレ給水方法：水道水ホースによる直接給水  
 ※使用量（目安）：約 1,100ml 回 | 洗浄水 500 ml + 排泄物 300 ml + 手洗 300 ml  
 ※使用回数（目安）：約 150 回～250 回程度（手洗い制限／除菌シート対応時）
- (14) トイレ室等
- ①室内寸法：幅 1,650 mm×奥行 1,920 mm×高さ 1,710mm 以上
  - ②トイレ室数：1 室（大便器 1）内にペーパーディスペンサー、消臭装置、ベビーチェアを設置すること。
  - ③大便器用便座：ウォッシュレットタイプ（温水装置付）1 式
  - ④換気扇：高出力換気扇 1 式
  - ⑤換気窓：開閉式 1 式
  - ⑥エアコン：冷暖房エアコン 1 式
  - ⑦室内装備：トイレ室を除く室内に下記のものを設置するものとする  
 手洗いシンク・化粧鏡・コートフック 2・100V 用コンセント・内扉（引き戸）・扉付  
 収納スペース・室内灯・休憩用椅子・おむつ交換台・ベビーチェア

## 7. その他の事項

- (1) 保証期間は納車・検査完了日から起算して1年間とする。但し、契約との不適合が判明した場合は、保証期間終了後でも無償で受注者が全て修理等を行うものとする。
- (2) 保証期間中に車両及び資機材に故障等が発生し、発注者から連絡を受けたときは、直ちに技術者等を派遣し、本市が指定する期間内に運用可能な状態とすること。
- (3) 保証期間終了後の故障及び破損についても、有償にて誠実に対応すること。
- (4) 災害時において、速やかにメンテナンス等運用の支援を実施すること。発生する費用や請求方法については発注者と協議の上定めるものとする。

## 8. 登録手続き等

法令等適合するよう受注者が責任をもって解決することとし、登録費用及び納入に要する費用（環境性能割、重量税、登録手数料、リサイクル料、自動車損害賠償責任保険及び車庫証明法定費用）は発注者が別に支払うものとする。

## 9. 検査

- (1) 車両納車時に本市の指定する場所で行うこととし、手順は市担当者の指示に従い立会いのもとで検査すること。
- (2) 車両納車時、次の書類を提出すること。
  - ①納品書（納入内訳書含む）
  - ②自動車検査証（写しを含む）
  - ③自動車損害賠償責任保険証明書（写しを含む）
  - ④車両、装備品及び積載品等の保証書
  - ⑤車両取扱説明書  
※納車（検査）時に取扱い説明を実施すること。
  - ⑥その他本市が指示するもの
- (3) 車両納車時に各設備の予備の鍵を2本ずつ納入すること。

## 10. その他

- (1) 契約金額等の支払いは、納車の履行及び検査後、一括で支払う。
- (2) 仕様や規格の変更を含む上記の他、疑義が生じた事項については、その都度協議するものとする。